

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 いじめに対する基本認識

- いじめは、理由のいかんを問わず決して許さない！
- いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる！自校でも起こる！
- いじめ問題に無関係な児童生徒はいない！

3 いじめ防止に向けた具体的な取組

☆児童生徒が喜んで登校する学校づくり☆豊かな人権感覚を育てる教育実践☆夢を育む学校

未然防止の取組

課 題

- 明るく素直で思いやりがあるが、保育園からの固定化した人間関係の中で、互いに気をつかい、問題や課題に対して、進んで自分の思いを伝えることが十分にできていない。
- 校区の広さや地理的特徴から学校以外で児童生徒同士がつながる時間や場が限られる。

取 組

- (1) 授業や行事等の改善（児童生徒の居場所のある学校づくり）
 - 全教科・領域をとおした人権教育で育てたい資質・能力を明確にした授業づくり
 - 生徒指導の機能（自己存在感・自己決定の場等）を大切にした授業づくり
 - 全教科・領域をとおした「基礎的・汎用的能力」（人間関係形成能力・自己理解／自己管理能力・課題対応能力等）を育成するキャリア教育の実践
 - 達成感を持たせる学校行事等の創造
- (2) 人権教育の充実
 - 部落差別をはじめとする様々な差別についての学習の充実
 - 教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力のスキル向上
- (3) 道徳教育の充実
 - 熊本やふるさと高森を愛する道徳教育の充実（「熊本の心」「高森の心」「つなぐ～熊本の明日へ～」の活用）、「高森ふるさと学」の充実
 - 命を大切にする教育の充実（「食育」「環境教育」との連動）
 - 法やルールを守る心、自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実
- (4) 児童生徒会活動の活性化
 - いじめゼロに向けた児童生徒の主体的な取組
 - 東っ子人権宣言の実践
- (5) 情報モラル教育の充実
 - 「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知・活用
 - 保護者への啓発
- (6) ストレス対処教育の推進
 - 指導プログラムの活用、ソーシャル・スキル・トレーニング、個人面談
- (7) 保護者・地域への啓発
 - 学校運営協議会を中心とした保護者・地域への発信
- (8) 保育園との連携
 - 児童生徒を取り巻く諸課題等の情報交換と対応

早期発見に向けた取組

- (1) 実態把握に向けた取組
 - 定期的なアンケートの実施（いじめアンケート・東学園にこここアンケート・積極的な認知と検証、結果の公表）
 - 見つめる会・情報交換会 ○個人面談の実施 ○生活ノート等の活用
- (2) 家庭・地域との密接な連携・連絡、必要に応じた警察等との連携

いじめを発見した場合の対処

情報収集

○教職員、児童生徒、保護者、地域住民から情報を集め、いじめ防止対策会議に情報を集める。
※町教育委員会等へ連絡し、いじめ防止対策会議を速やかに招集する。

指導・支援体制

○教職員で役割を分担し、指導、支援体制を組む。
（※役割とは、次のステップの分担）

児童生徒への指導・支援・保護者との連携

○いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（友人・家族・教師等）と連携し寄り添える体制をつくる。
○いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させるとともに不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
○いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
○保護者と連携するためにつながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

重大事案への対処

※教育委員会に速やかに報告し、協議を行い対処する。

教職員の資質向上

○危機管理意識の高揚 ○校内研修の充実 ○授業研究会の実施 ○各種研究会への計画的な参加

いじめ防止に向けた組織

学校運営協議会

校長

いじめ防止対策会議

教職員

※いじめ防止対策会議は、月1回開催（校長・副校長・教頭・特別支援教育コーディネーター・担任・生徒指導担当・高森町教育相談員等）いじめを発見した場合には緊急に招集する。

4 基本方針の点検・評価

○教職員、保護者による本方針の取組に対する自己評価等をもとに、常時、いじめ防止対策会議でPDCAサイクルのもと点検し、最終的に学校運営協議会によって本基本方針の点検、評価を行う。その際には、地域の意見等を参酌し、次年度の基本方針に生かしていく。